

# 「相続人代表者 指定（変更）届出書 兼 固定資産現所有者申告書」の 手引き（固定資産税関係）

## 1 固定資産に係る現に所有している者（現所有者）について

- (1) 固定資産税・都市計画税は、賦課期日（1月1日）現在、登記簿又は土地・家屋補充課税台帳に登記又は登録されている方に課税することになっています。
- (2) 賦課期日前に台帳上の所有者が死亡している場合には、賦課期日現在においてその土地又は家屋を現に所有している方が固定資産税の納税義務者となります。  
個人の場合、主として相続人がこれに該当します。
- (3) 共有で相続した場合や遺産分割が完了していない場合は、現所有者が複数になりますので、代表者を選んでいただきます。（民法第898条の規定により、遺産分割が完了し、相続登記を完了するまでは当該固定資産は相続人全員の共有となり、その固定資産税は地方税法第10条の2の規定により相続人全員が連帯して納税義務を負うこととなります。）

## 2 「現所有者」として届出いただく方の範囲と届出について

「2. 相続人代表者（現所有者代表者）」欄は、被相続人の固定資産について相続権を有する方の中で代表になられる方をご記入ください。なお、代表者（納税通知書受取人）として決定するにあたっては、相続権を有するすべての方と協議のうえ決定してください。

また、「3. その他の相続人（その他の現所有者）」欄には、現所有者代表者の方以外の相続権を有する方をご記入ください。

「相続人代表者 指定（変更）届出書 兼 固定資産現所有者申告書」は、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに犬山市役所（1階） 税務課へ提出してください。

なお、遺産分割協議が終了しましたら、速やかに相続登記をしていただきますようお願いいたします。相続登記をされますと、新たに登記簿に登載された所有者の方が納税義務者となります。

また、未登記家屋の所有者変更については、市役所において、別途「未登記家屋所有者変更届」の提出が必要となります。

## 3 固定資産税・都市計画税納税通知書の送付について

固定資産税・都市計画税納税通知書は「2. 相続人代表者（現所有者代表者）」にご記入いただいた方に送付いたします。

### 提出先・お問い合わせ先

〒484-8501

愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地

犬山市役所 税務課 資産税担当

電話(0568)44-0315(直通)